

第 9 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成 22 年 11 月 2 日（火） 本社会議室	
委員	田中俊充（弁護士） 矢橋農吾（大学名誉教授） 西谷隆亘（大学名誉教授） 高橋 明（水資源機構監事）	
審議対象	1．平成 22 年度第 2 四半期における 1 者応札・1 者応募に関する点検について 2．平成 22 年度第 2 四半期における随意契約に関する点検について 3．平成 22 年度新規随意契約案件について	
1．平成 22 年度第 2 四半期における 1 者応札・1 者応募に関する点検についての審議	委員	機構事務局
	<ul style="list-style-type: none"> ・1「花坂地区法面処理工事」と2「上ノ山地区水位変動域緑化試験施工」について、5 件同じような法面処理があったとのことだが、業者が規模によって利が薄いかどうかで決めたのだとしたら、ロットが小さかったのではないか、ほかと一緒にすることもあるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロットの関係では、施工場所が地域毎に分散しており、工法も水位の変動域でやる工事と水位の上部でやる工事とで異なりますので、地域でまとめられるものはまとめています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・作業性については今の説明のとおりかと思うが、業者側から見ると利があるかないかで、判断の基準が出てくると思うので、その辺の工夫が何かつかないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後発注する場合は、ご指摘を含めて再度ロットの大きさについて検討していきたいと思います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・入札説明書に工事成績評定点が確認できることとあり、工事成績評定点が 65 点未満の者は施工実績として認めないと書いてあるが、実績のないところはどのような扱いになるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間その他の工事も認めています。民間がやった工事については、工事成績評定点をつけていませんので、特にそれは求めていません。
<ul style="list-style-type: none"> ・13「三重用水外水管理制御処理設備等点検業務」の 1 者応札の対策を採っても 1 者応札となった原因について、【不参加者等意見】として、「入札公告の概要では、詳細が読めず、どういった内容が確認するため資料請求した。」とあるが、対策として入札公告や特記仕様書をもう少し分かり易く業務内容が見えるようにする必要がありということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公告概要自体は、大まかな概要を示していますので、資料請求はしたが入札に参加しなかった業者に確認したところ、仕様書を見ていくと、当方のできる仕事ではないからやめたとの返答であったものです。従って、入札公告や特記仕様書をもう少し分かり易くという内容のものではありません。 	

第 9 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

	<p>・17「流況・水質計測装置購入」の1者応札の対策を採っても1者応札となった原因の に、「メーカーから他社で、既に納入に向け努力している社があることを聞き、落札の可能性が低いと判断し辞退した」とあるが、どういうことか。</p>	<p>・元売り以外が参加しようとする場合は、その製作会社なりメーカーに機器の価格を聞いていると思いますが、そのときにたまたま同じメーカーに聞いたのではないかと考えています。</p>
	<p>・20「落射型蛍光顕微鏡賃借」の1者応札の対策を採っても1者応札となった原因について、「...リース会社が敬遠したのではないかとあるが、仕様が曖昧だからということか。</p>	<p>・メーカーの型番を指定し、これをリースしてくださいとできないので、性能を事細かに列記して公告しています。事細かく列記しても、リース会社がそれを読んで、具体的にいかなる顕微鏡であるかをイメージし、顕微鏡のメーカーもしくはそのディーラーに幾らで調達して、ということが手間であり、応札までたどり着かなかったと考えています。</p>
	<p>・この性能を満たす機械を何社ぐらいが持っているかを調べていると思うが、数社あるけれども、出てこないということか。</p>	<p>・メーカーは2社あることは確認していますが、これをリースする会社は何社かは把握していません。</p>
	<p>・21「コンクリート強度試験用供試研磨機リース」は、オーダーメイド品でなければ本当にいけないのか、オーダーメイドだと、特注品みたいなものになってしまうから、一般競争に馴染まないのではないかと。</p>	<p>・作るメーカーが世の中で1社だとしても、本件はリースをお願いしようとしたもので、間に入ってくれるリース会社もしくはディーラーが複数あれば、複数の系統を経た応札があるのではないかと考えています。</p>
	<p>・委員からの意見等を今後の1者応札の対策に反映していただきたいと思います。</p>	

第 9 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

<p>2 .平成 22 年度第 2 四半期における随意契約に関する点検についての審議</p>	<p>・5「朝明用水路漏水補修工事」が緊急の案件で、日付からすると、6月4日に漏水を発見、8月24日に契約となっており、少し時間がたっていると思うが、何か背景があるのか。</p>	<p>・漏水原因の究明を行う必要がありますが、ここは管水路なので、管内の排水をしなければなりません。そのときに周辺の耕作の状況を、当該の土地改良区や農家と止水の時期を決めることとなります。その結果、6月22日に水をとめて管内排水した上で調査をする条件が整いました。調査の結果、止水バンドを設置して補修工事を行うという工法を確定し23日に止水バンドの設置を行い、翌日管内の流水を開始し、25日に通水を再開したものです。</p>
	<p>・審議案件7件のうち2件が落札立 70%台で、あとは100%に近い。この低い2件は、内容的には異なるが、例えば5番の「朝明用水路漏水補修工事」なんかは緊急性が高いものでありながら、低い金額になったということか。</p>	<p>・結果としてこのような数字になったという状況です。</p>
	<p>・委員からの意見等を今後の随意契約見直しの参考にさせていただきたい。</p>	
<p>3 .平成 22 年度新規随意契約案件についての審議</p>	<p>・「武蔵水路」JR高崎線交差部水路改築基本設計業務」の進め方として、「JRと横断に関する協定を結んで、その中の一環として発注するのが良いと思うが、そういうことはできないのか。</p>	<p>・当方で考えたのは、全体の総合協定を結びその中で順次JRに年度協定からやっていただく方法ではなく、今回、道路設計でまず随意契約を結び、その後実施設計、それから工事委託契約と考えていました。全体の基本協定をどうするかは、今のところ議事録などできっちり確認しておけばいいと思いますが、手続は簡明なほうがいいと思いますので検討したいと思います。</p>
	<p>・当委員会として、事務局案で随意契約することを了承する。</p>	

第9回水資源機構契約監視委員会 審議概要

問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内 電話 048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

財務部契約課長 小出裕之(内線 2251)

技術管理室技術調査課長 星野博(内線 4631)